

# 軽井沢町「商工業者への貸付制度」

軽井沢町では、町内で事業を営む商工業者の事業の振興および経営の合理化を図るため、『商品や材料の仕入れ』『機械の新設』『店舗や工場の増改築』などに必要な資金のあっせんを行っています。

## 1 貸付対象となる商工業者

- ・ 常用雇用者が20人以下の個人または法人
  - ・ 町内に住所を有し、町税を完納している者
  - ・ 町内に店舗または工場を有し、1年以上引き継いで同一事業の営業実績がある者（但し、金融業、投機的事業など一部の業種を除きます）
- \* 以下の場合には貸付制限があります
- ・ 公害の発生および善良な風俗を損なう恐れのある場合
  - ・ 手形交換所において取引停止が行なわれている場合

## 2 貸付内容

- ・ 資金の種類 設備資金および運転資金
- ・ 貸付限度額 500万円以内
- ・ 貸付利率 長野県中小企業融資制度に準ずる
- ・ 貸付期間 5年以内
- ・ 返済方法 分割返済(ただし6か月以内の据置を認める)
- ・ 保証人 不要(但し法人の場合は代表権のある役員1名)

## 3 取扱金融機関

- ・ 八十二銀行中軽井沢支店
- ・ 八十二銀行軽井沢支店
- ・ 上田信用金庫軽井沢支店
- ・ 長野県信用組合軽井沢支店